

## 西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

### (目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

### (タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するために行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等に送る用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

### (申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。

2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

### (費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。

- (1) 通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。
- (2) 前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

### (利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。

保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

### 付 則

この要綱は平成7年4月1日より実施する。

付 則 （平成27年4月1日改正）

この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 （平成27年9月1日改正）

この要綱は平成27年9月1日より実施する。